

岡本の国会での質問

171-衆-消費者問題に関する特別…-9号 平成21年03月31日

○船田委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 三月二十五日の消費者問題に関する特別委員会で質疑を行いましたときに、食品安全委員会委員長の答弁が混乱をしました。文書でその内容をまとめるようにという委員長の要請に基づき、資料をつくりました。お手元にお配りをさせていただいております。議事録に残したいと思っておりますので、まずざっと読み上げますので、お時間をお許しいただきたいと思います。

平成二十一年三月二十五日の消費者問題に関する特別委員会の質問の要旨。

食品安全委員会は、平成十七年に「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性」に係る食品健康影響評価について」答申(以下「この答申」という。)を行い、その結論の附帯事項として「SRMの利用の禁止が必須である。」とし、「牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性がある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある。」と飼料規制の強化を求めた。また、「健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要である。」として、「最低限、高リスク牛の全てを対象とした継続的なサーベイランスが必要である」とも指摘をしている。

そこで、私は、消費者問題に関する特別委員会において、米国の飼料規制について食品安全委員会委員長はどのような評価をしているのかを問うた。

前提として、米国が二〇〇八年四月にホームページ上で、BSEの交差汚染防止の観点から、三十カ月齢以上の牛の脳や脊髄等について、ペットを含むすべての動物の飼料に使用することを禁止すると公表し、二〇〇九年四月から実施をすることとしていることは私も承知をしている。(以下「米国の新対策」という。)これをもって、農林水産省は、米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項(以下「対米要望事項」という。)から飼料規制の強化とサーベイランスの実施という二〇〇七年には掲げていた要望を二〇〇八年には取り下げたと昨年秋の臨時国会における私の質問で答弁をしている。また、食品安全委員会が米国の新対策について一定の評価をしていることは私も承知をしている。

その上で、米国の新対策が完全に実施をされたとしても、日本がSRMと定義をする三十カ月齢未満の牛の脳や脊髄等は引き続きレンダリングに回され、牛以外の動物の飼料として出荷されることとなる事実を私は指摘をした。

なお、この答申が出された時点で既に米国では牛に対して牛由来の肉骨粉などを飼料として給餌することは禁止されていたが、牛由来の肉骨粉などが製造され続けている現状と他の動物に給餌された牛由来の肉骨粉などが牛の飼料へ混入する交差汚染の懸念が指摘をされていた。その指摘を踏まえ、この答申ではあえて「SRMの利用の禁止が必須である。牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性がある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある。」としたと理解している。

しかるに、米国の新対策が実施され、リスク管理機関である日本の農林水産省及び米国の農務省のリスク管理がたとえ万全であったとしても、米国の新対策だけでは牛のSRMは今後とも他の動物への飼料への利用がなされ、この答申で禁止を求められた状態が続くことになるのではないかとの疑念を私は持っている。

そもそも、食品安全委員会の答申に基づいて行われた対米要望事項から飼料規制の強化に関する要望を取り下げるのであれば、米国産牛肉の輸入が続いている以上、その強化が十分になされた場合か、科学的知見をもって強化の必要性がなくなった場合しかあり得ない。いずれにせよ、食品安全委員会が評価をするべき問題であり、食品安全委員会に評価を求める前にその要望を

取り下げた昨年の農林水産省の対応には、道義的にも、また食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)(以下「法」という。)第二十三条四項に照らしても問題がある。

その指摘をされた農林水産省は、昨年十一月、食品安全委員会に米国の新対策について報告をした。その報告を受け、リスク評価機関である食品安全委員会が、米国の新対策に対して一定の評価というあいまいな表現の評価をただけだけでは、対米要望事項から飼料規制強化を取り下げるのに十分と考えられる飼料規制の強化がなされたと評価をしたのか、飼料規制の強化の必要性がなくなったと評価をしたのか、それとも、米国の新対策は一步前進であり、一定の評価をするものの、まだ飼料規制は不十分だと評価をしたのかが判然としない。

一方、米国の新対策の報告を受けて、まずは一定の評価だけ行い、この対策が十分な飼料規制であるか否かを明らかにするのであれば、そのスケジュールを明らかにされたい。

米国の新対策の万全な実施をもって十分な飼料規制だと評価するのであれば、次の変更が必要である。すなわち、日本のSRMの定義を変更する。

米国の新対策のいかんにかかわらず、飼料規制の強化をする必要がなくなったと評価したのであれば、次の変更が必要である。すなわち、牛由来のSRMを他の動物への飼料として利用することの禁止を求めたこの答申を変更する。

米国の新対策の万全な実施をもってまだ飼料規制は不十分だと評価するならば、もしくは、一定の評価をただけであり、十分か否かの評価に至っていないのであれば、必要十分な施策が実施をされているとの評価に少なくとも現時点では至っておらず、対米要望事項からの削除は不適切となる。

対応としては、食品安全基本法第二十三条一項三号「前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。」、同項四号「第二号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。」に基づき、食品安全委員会は、内閣総理大臣を通じ、農林水産大臣に対し、今後とも米国に対してさらなる飼料規制の強化を求め、本年の対米要望事項に列記するよう求める。

いずれの答弁であれ、上記のいずれか一つの変更ないしは対応を食品安全委員会はとる必要がある。

なお、米国の新対策に対し、一定の評価をするというどのようにも読み取れる文言だけで、今後これ以上の評価をする予定がないとの見解であるならば、食品安全委員会が飼料規制強化を求める答申を出しておきながら、その求めた強化策の報告を受けても評価をしないことになり、科学的知見をもとにみずからもリスク評価を行える機関としては、その存在をみずから否定し、無責任とのそしりを免れない。

また、牛の肉骨粉は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第三条第一項に規定された、また、同法第二十三条の規定である製造、輸入、販売もしくは使用の禁止をされている飼料であり、法第二十四条第一項五号によれば、農林水産大臣は食品安全委員会の意見を聞かなければならないこととされており、また、同条第一項十三号では、SRMのレンダリングの禁止を規定する根拠となる牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第七条第一項または第二項の厚生労働省令を制定し、または改廃しようとするときには、厚生労働大臣は食品安全委員会の意見を聞かなければならないことになっていることに反すると考える。

また、第七十回国会十一月十九日の衆議院農林水産委員会において石破大臣は、「私どもとして専門的な知見を持ってやっておるわけですが、そこにおいて食品安全委員会というものをごどのように関与させるか、どのように関与させるべきなのかということについては、今後のことも踏まえまして、事務方でもう少しよく詰めさせたいということが私と舛添大臣との間の協議の結果でございます。」と答弁し、関与を求めていく姿勢を示している。

一定の評価をするとの意見だけではいかようにも解釈でき、法の定める意見を放棄しており、法違反の疑いが残る。食品安全委員会が一定の評価以上の評価をしないのであれば、上記の指摘を踏まえ、評価をしない理由と根拠を明らかにされたい。

リスク管理官庁の施策に反映される食品安全委員会の評価を問うたわけであり、一定の評価だけではリスク管理官庁としてもとるべき施策が判然としない。

なお、食品安全委員会として、農林水産省に対して、米国の新対策の実施状況の把握を含めまして、今後とも情報の提供をしてもらうよう要請することは、米国の新対策の万全性を監視することであり、当然必要な措置ではある。

ただ、上記で説明したとおり、米国の新対策がたとえ万全であったとしても、また現段階で実施されていない対策であっても、その対策が不十分であれば、実施される前であっても当然のこととしてさらなる対策を求める必要性があることは明らかであり、私の質問に対する答弁とはなっていない。

平成二十一年三月二十五日の消費者問題に関する特別委員会での食品安全委員会委員長に対する問いとしては、米国の新対策に対する食品安全委員会の評価を明らかにされたい。

答弁としては、上記で述べたとおり、以下のいずれかになり、答弁によりそれぞれの対応ないしは変更が必要となる。

十分な対策と評価をしている。

この答申において指摘した飼料規制の必要がなくなったと考えている。

一定の評価をするものの、不十分な対策と評価をしている。

とりあえず現段階では一定の評価をただけで、現時点では十分とも不十分とも断じておらず、今後評価をする。であれば、評価をする時期を答弁で示す。

一定の評価をしており、今後とも評価を行うつもりはない。であれば、その見解の根拠と理由を法に照らして答弁で明らかにする。

これを求めたものであります。よろしく申し上げます。

○見上参考人 米国の新たな飼料規制に対する食品安全委員会の評価を明らかにされたいという、今先生がおっしゃった、(1)で十分な対策だと評価、(2)飼料規制の必要がなくなった、(3)不十分な対策と評価、(4)とりあえず現段階では一定の評価をしたというだけで、現時点では十分とも不十分とも断じておらず、今後評価する、(5)一定の評価はしており、今後とも評価を行うつもりはないの、いずれであるかということでございます。

食品安全委員会の考え方は、議員の御指摘のうち(4)の、とりあえず現段階では一定の評価をしたというだけで、現時点では十分とも不十分とも断じておらず、今後評価する、に近いものです。

それで、米国の新たな飼料規制は、飼料の交差汚染を防止する観点から、評価書の附帯事項に沿った大幅な改善であると食品安全委員会は一定の評価をしております。また、米国から輸入される牛肉の安全性の評価は、強化前の飼料規制を前提とし、飼料規制だけでなく、米国へのBSE侵入リスクや対日輸出プログラムなどさまざまな観点から総合的に評価されたものなので、飼料規制の内容に日米の違いがあっても、日本に輸出されている米国産牛肉の安全性はしっかり担保されていると考えています。

一方で、この規制の改正案はまだ施行されていませんので、実施状況の詳細や、これが適切に実施されるかどうかを見きわめなければ、対策として十分かどうかを申し上げることはできません。このため、リスク管理機関に対して、規制の具体的な内容や実施状況を注視し、報告するように求めます。食品安全委員会では、その結果を踏まえまして、米国の飼料規制を検討し、見解を示すことを考えております。

なお、食肉の安全性は総合的に判断するもので、飼料規制の部分だけを取り上げて食品健康影響評価とすることはありません。検討の時期は、十分なデータが集まってからとなります。具体的な時期については、今はまだわかりません。

○岡本(充)委員 それでは困るわけですね。対米要望は時期が決められているわけです。またことしも出さないということになっては困るわけですから、評価をいつ行うのか。今後評価をするということを、今(4)だとお答えいただきましたから、その時期を、これはもう事前に、いつでしたか、先週の段階でこの文書をお渡ししているんじゃないかと私は思います。いつ評価をされるのか、時期だけでも明確にさせていただきたいと思うのが一つと、委員長が言われたことに対して、私も言っておきたいことがあります。

この食品健康影響評価においては、結論の附帯事項として、「SRMの利用の禁止が必須である。」とし、「牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある。」としているわけですから、それだけを取り上げてと言いますが、「必要がある。」と書いてある以上は、その必要性があるんですよ。やはりそれを求めていかなければいけないということは変わらない。

したがって、それを求め続けることが必要だと言っているわけであって、私は、今のこの影響評価の結論の附帯事項と今委員長が言われたことは矛盾すると思います。時期等を含め、お答えをいただきたいと思います。(発言する者あり)

いや、答弁者として認めていません。私、委員長に聞いています。事務局には聞いていません。事務局は答弁はしないという約束になっています。

○見上参考人 最初の御質問です。明確な時期を示せということですがけれども、新たな飼料規制はまだ施行されておられませんので、それについて検討する時期はいつになるか、わかりません。

新たな飼料規制の実施状況がどうであっても、我が国に輸入されている牛肉の安全性は担保されており、急ぐ必要はないので、十分なデータの集積を待っております。

○岡本(充)委員 いや、時期だけは示してもらわないと、対米要求に間に合わないんです。

大臣、食品安全担当でもあるんですから、これは、今後評価をすると今委員長が言われているわけですから、早急に評価を求めるように大臣からもお話をしてもらいたい。その理由は今私がここで述べたとおりであります。そのように御評価をいただけますでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○野田国務大臣 今、見上委員長がきちっと御答弁をされたと思っております。

米国の飼料規制については、予定どおり強化されたとしても、なお我が国と違いがある、我が国よりも緩やかだということは承知しております。しかしながら、米国から輸入される牛肉の安全性の評価は、強化前の飼料規制を前提に、飼料規制だけではなく、米国へのBSE侵入リスクや対日輸出プログラムなどさまざまな観点から総合的に評価されたものなので、飼料規制に違いはあっても、日本に輸入されている米国産牛肉の安全性はしっかり担保されております。

このように、食品安全委員会は今後とも、科学的に、中立公正な立場からリスク管理機関の対応を注視しつつ、適宜報告を求め、科学的な検討を行うなど必要な対応を続けるよう督促してまいりたいと思います。

○岡本(充)委員 それでは、大臣、もう米国に対して要望を出さないと言っているのと一緒ですよ。

もう一つ重要なポイントとして、前回できませんでしたが、資料の六ページ、BSE牛の確認の状況についてということですが、これを見ていただくと、これは日本で見つかったBSE牛の一覧です。三十六頭いるうちのほとんどがホルスタイン種であって、いわゆる肉牛種は少ない。日本は、大体五割五割の肉牛とホルスタインの割合です。米国は、屠畜される牛のほとんどが肉牛です。八、二だと言われています。そういう中で、ホルスタインの検査は米国においてどのくらいなされているかわからないんです。

なぜホルスタインの牛がBSEに罹患しやすいかということは、科学的にいろいろな説が唱えら

れています。一つは、ホルスタイン種の場合は、子供を産んだ後にその子供に乳を上げるよりも人様にそのミルクが行ってしまう結果、代用乳を飲む機会が多いのではないかと、それから、肉牛はより若い月齢で屠畜をされる、したがって、これで見えていただくとわかるとおり、ホルスタインも、日本の場合もかなり高齢牛が多い。そういう意味で、乳用廃用牛というそうでございますけれども、こういった牛にBSEのリスクが高いと言われている。

日本は、全頭検査をしているから、悉皆調査でこういうことがわかっている。ところが、米国は、一体ホルスタインをどれだけサーベイランスにかけているのか。もっと言えば、米国の場合は肉牛が多いわけですから、ホルスタインの検査はなされていないのではないかとという観点。

それからもう一つは、神経学的所見があった牛、これは資料の左側に三角印で、岡本事務所で作ったものですが、つけました。これだけの三角印がついているのが、米国が行っている神経学的所見があった牛であります。つまり、神経学的所見がなかった、三角をしていない牛は、アメリカではこのまま屠畜に回っていく可能性があるということです。

もう一点、星印をつけたのは、米国で処理をされる牛。三十カ月齢以上、そして、大体五歳未満の牛が屠畜をされているといえますから、六十カ月齢未満の牛について星印をつけました。

結果として、これが米国のサーベイランスだったとすると、すべての条件、つまり丸印と星印と三角がそろった牛は一頭もない。米国の基準でこのBSEのサーベイランスをすると、日本の三十六頭の牛はどれも検査の対象としてならず、その網をくぐり抜けている可能性がある。つまり、日本も清浄国だという主張ができてしまうことになるわけです。あえて言えば、この十七番目の牛だけが、三十から六十カ月齢未満であり、なおかつ神経学的所見があったということですから、ホルスタイン種であったとしても、実際に屠畜をされていれば、これは検査対象になったかなと思われる牛が十七番目の一頭だけということになってまいります。

そういう意味では、サーベイランスをより強化してくれ、統計学的には百万分の一だとかいっても、日本の実例と比較をしてみると、一頭もしくはゼロ頭という状況になってしまうということを大臣ぜひ御理解いただいて、これは米国に対してサーベイランスの強化を今後とも求めていく必要があるということをお願いしたいと思うわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○見上参考人 二つほどお伺いしまして、限定された米国のサーベイランスの評価いかんということだと思います。(岡本(充)委員「いや、評価いかん、そんな話、これを見た所見を言ってくれと言っているんです」と呼ぶ)

所見は、ここに、確かに岡本事務所でおつくりになった丸、三角、星印というところで一致することはございませんけれども、だからといって、米国において、そういう日本のものとそごがあって、違うものを持っているんじゃないかということには、科学的にそういう根拠は何もございません。

それで、十七頭目のお話をしました。これは死亡牛で、起立不能の牛です。死亡牛も含めまして、米国で検査しているのは、BSEのような症状を持っているものも検査していますし、日本とはほとんど変わりございません。

○岡本(充)委員 僕は大臣に質問したんです。日本は全頭を調べてこういう結果だったんです。これより詳細なことはありません、悉皆調査ですから。それでこういう結果が出ている。

これを踏まえて考えると、米国のサーベイランスの、症状があるもの、高リスク牛と言っているもので峻別をすると、日本ではゼロ頭もしくは一頭ということになり、そのほかの牛は流通してしまいますよということを私は指摘している。したがって、よりサーベイランスの強化を求める必要があるでしょうと言っているわけですから、あるんじゃないんですかということの、大臣、お答えをいただきたい。

○野田国務大臣 本来これは委員長が答弁されることだと思うんですが、今御質問の、アメリカのサーベイランスの評価のことですけれども、ゼロ頭になってしまうかどうかというのはよく検討してみたいとわかりませんが、米国のサーベイランスは、歩行困難牛など高リスク牛を対象とする抽出検

査ですので、必ずしもすべてのBSE陽性牛を確認することができないというのは先生の御指摘のとおりです。

しかしながら、このサーベイランス計画について、プリオン専門調査会の疫学の専門家等が検討、議論した結果、百万頭に一頭のBSE牛を発見するという調査の目的からすれば、考え方は理解できるものであり、サンプル数が少なくなるからといって一概に問題があるとは言えないという見解も出されておられるそうです。サーベイランスの目的は、あくまでもBSEの汚染状況を知るためのものであって、サーベイランスの規模により汚染状況が変わるものではない。

アメリカから輸入される牛肉の安全性につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、アメリカへのBSE侵入リスク、飼料規制、サーベイランスのデータや対日輸出プログラムなど、さまざまな観点から総合的に評価をしており、日本に輸入される米国産牛肉の安全性はしっかり担保されているということでございます。

○岡本(充)委員 もう時間ですので、最後に一言だけ言います。

米国には三千五百万頭と言われる牛がいるんです。百万頭に一頭でも、ちょうど三十五頭になります。そういう牛が日本に回ってくるというリスクを、食品担当の大臣としても、それから消費者行政を預かる大臣としても、こういうことではまずいんだということを米国に堂々ときちっと言っていく、そういう姿勢を何も回避する理由はないんじゃないかという意味で、私は要望に出してくれと言っているだけの話であって、大臣のその御答弁ではなかなか納得できませんが、きょうは時間になりましたので、これで終わります。

ありがとうございました。